

暗号資産取引説明書
(契約締結前交付書面)
新旧対照表

新	旧
(省略) <u>なお、日本国内からオンラインカジノに接続して賭博を行うことは、それが海外では合法的に運営されている場合であっても、犯罪となります。当社では、オンラインカジノにおける賭博等の犯罪行為を含む法令違反行為や公序良俗に反する行為のための暗号資産の入庫又は出庫等のサービス利用を禁止しております。お客様がこれらの行為に関連した取引を行おうとしていることを把握した場合、当社は、当該お客様に対してサービスの利用の停止、本取引を行う口座の凍結又は解約その他当社が適切と判断する措置を取ることができるものとします。</u> <u>また、なりすまし行為（口座の売買、譲渡、譲受、又は貸借等によるものを含みます。）は、いずれも法令に違反いたします。こうした行為は決して行わないよう、くれぐれもご注意ください。</u> I. (省略) II. (省略) III. 本取引の概要 1. (省略)	(省略) (追記) I. (省略) II. (省略) III. 本取引の概要 1. (省略)

2. 注文に関する事項

注文方法	電話（当社の指定する通話アプリを含む）のみ ※当社所定の手続きによる本人確認をさせていただきます。 ※上記以外の方法（例：インターネットを通じた方法、FAX、対面（当社への訪問）等）では注文できません。	
注文受付時間	取引時間と同じ	
注文の種類	数量指定又は金額指定	
注文可能数量	原則として 1 注文あたり日本円換算で 100 万円～5,000 万円に相当する数量 ※お客様毎に注文可能数量に制限がございます。 ※相対でのお取引となるため、市場の流動性の状況等により、取引可能な銘柄・価格・数量を制限する場合がございます。 ※100 万円を下回るお取引をご希望の場合は、<u>初回かつ継続的な取引を行う場合に限りご相談可能です。</u> ※5000 万円以上のお取引をご希望の場合は、<u>継続的な取引を行う場合に限りご相談可能です。</u>	
取引単位	数量指定	ビットコイン：0.001BTC イーサリアム：0.001ETH
	金額指定	<u>原則</u> 1 万円
手数料	別途定める「V.3.手数料」をご参照ください。	

IV. 本取引の流れ

（省略）

1. 口座開設

（省略）

※（省略）

2. 注文に関する事項

注文方法	電話（当社の指定する通話アプリを含む）のみ ※当社所定の手続きによる本人確認をさせていただきます。 ※上記以外の方法（例：インターネットを通じた方法、FAX、対面（当社への訪問）等）では注文できません。	
注文受付時間	取引時間と同じ	
注文の種類	数量指定又は金額指定	
注文可能数量	1 注文あたり日本円換算で 20 万円～5,000 万円に相当する数量 ※お客様毎に注文可能数量に制限がございます。 ※相対でのお取引となるため、市場の流動性の状況等により、取引可能な銘柄・価格・数量を制限する場合がございます。	
取引単位	数量指定	ビットコイン：0.001BTC イーサリアム：0.001ETH
	金額指定	1 万円
手数料	別途定める「V.3.手数料」をご参照ください。	

IV. 本取引の流れ

（省略）

1. 口座開設

（省略）

※（省略）

※ なりすまし行為（口座の売買、譲渡、譲受又は貸借等によるものを含みます。）は犯罪となりますので、かかる行為を決して行わないようにお願いいたします。

※（省略）

※（削除）

2. 取引依頼

（省略）

※（省略）

※（省略）

※ （削除） 当社はお客様に対し、当該取引依頼の受付の際に、本口座開設時に当社に提出いただいた本人確認書類や追加的な情報・書類等の提示を求め
る場合がございます。

※ お客様の氏名と異なる名義の送金元口座から本口座への送金については、振込・送金取引を拒否いたします。

※ 第三者からお客様に対して本取引を行うよう依頼があった場合、そのような依頼は詐欺等のおそれが高いので、ご注意ください。

3～7.（省略）

8. 出金又は出庫

（省略）

※ お客様以外の第三者の名義の金融機関口座に対する出金は実施しておりません。

※（追記）

※（省略）

※ 現在、取扱暗号資産の出庫先のウォレットアドレスが当社所定の「業者名称」リストに表示されない暗号資産交換業者が管理するウォレットアドレスである場合、当社は当該ウォレットアドレスへの出庫をお受けすることができません。詳細は後記「V. 8. (2) ウ. 暗号資産の出庫について」をご参照ください。

2. 取引依頼

（省略）

※（省略）

※（省略）

※ 高額な取引金額等による取引の場合、当社はお客様に対し、当該取引依頼の受付の際に、本口座開設時に当社に提出いただいた本人確認書類の提示を求める場合がございます。

※（追記）

※（追記）

3～7.（省略）

8. 出金又は出庫

（省略）

※ （追記）

V. 本取引の方法

1. 注文方法

本取引は、電話又は当社が指定する通話アプリでのみの受付となります。その他の方法（インターネット、FAX、対面（当社への訪問）等）での受付は行っておりません。

また、お取引のご依頼の受付の際に、本口座開設時に当社に提出いただいた本人確認書類や追加的な情報・書類等の提示を求める場合がございます。

2. 注文の種類及び取引金額の算定

(1) 数量指定

暗号資産の数量を指定して、暗号資産の買付又は売付を注文する方法です。数量は日本円換算で原則として 100 万円～5,000 万円の範囲において、ビットコインは 0.001BTC 単位で、イーサリアムは 0.001ETH 単位で指定いただけます。

※ 相対でのお取引となるため、市場の流動性の状況等により、取引可能な銘柄・価格・数量を制限する場合があります。

（例）価格が 16,000,000 円/BTC のときに、3BTC と数量指定をして BTC の買付取引を行う場合

暗号資産の種類	価格	数量指定	取引金額
BTC	<u>16,000,000</u> ／BTC	<u>3</u> BTC	<u>48,000,000</u> 円

(2) 金額指定

買付又は売付をする暗号資産を、お客様が指定した日本円金額の範囲内における最大数量により注文する方法です。金額は原則として 100 万円～5,000

V. 本取引の方法

1. 注文方法

本取引は、電話又は当社が指定する通話アプリでのみの受付となります。その他の方法（インターネット、FAX、対面（当社への訪問）等）での受付は行っておりません。

（追記）

2. 注文の種類及び取引金額の算定

(1) 数量指定

暗号資産の数量を指定して、暗号資産の買付又は売付を注文する方法です。数量は日本円換算で 20 万円～5,000 万円の範囲において、ビットコインは 0.001BTC 単位で、イーサリアムは 0.001ETH 単位で指定いただけます。

※ 相対でのお取引となるため、市場の流動性の状況等により、取引可能な銘柄・価格・数量を制限する場合があります。

（例）価格が 5,250,000 円/BTC のときに、5BTC と数量指定をして BTC の買付取引を行う場合

暗号資産の種類	価格	数量指定	取引金額
BTC	<u>5,250,000</u> ／BTC	<u>5</u> BTC	<u>26,250,000</u> 円

(2) 金額指定

買付又は売付をする暗号資産を、お客様が指定した日本円金額の範囲内における最大数量により注文する方法です。金額は 20 万円～5,000

万円の範囲において、1万円単位で指定いただけます。

※ 相対でのお取引となるため、市場の流動性の状況等により、取引可能な銘柄・価格・数量を制限する場合があります。

(例) 価格が 16,000,000 円/BTC のときに、15,000,000 円と金額指定をしてBTCの買付取引を行う場合

暗号資産の種類	価格	金額指定	購入可能BTC
BTC	<u>16,000,000</u> ／BTC	<u>15,000,000 円</u>	<u>0.9375BTC</u> (1,500万円相当)

3. 手数料

(1)～(2) (省略)

(3) 「金銭の出金」「暗号資産の出庫」に係る手数料

本取引完了後の金銭の出金に係る振込手数料、及びお客様に対する暗号資産の送付手数料は当社が負担します。

4～5 (省略)

6. 注文の変更・取消

お客様より当社へご注文の指示をされた後は、当該注文は即時約定されるため、注文指示後の変更及び取消を行うことはできません。

※ 当社より提示した最終提示価格がお客様のご希望に合わない場合には、注文指示前であれば、本取引をキャンセルすることは可能です。その場合、お

万円の範囲において、1万円単位で指定いただけます。

※ 相対でのお取引となるため、市場の流動性の状況等により、取引可能な銘柄・価格・数量を制限する場合があります。

(例) 価格が 5,250,000 円/BTC のときに、5,000,000 円と金額指定をしてBTCの買付取引を行う場合

暗号資産の種類	価格	金額指定	購入可能BTC
BTC	<u>5,250,000</u> ／ BTC	<u>5,000,000 円</u>	<u>0.902BTC</u> (500万円相当)

3. 手数料

(1)～(2) (省略)

(3) 「金銭の出金」「暗号資産の出庫」に係る手数料

無料（金銭の出金に係る振込手数料、及びお客様に対する暗号資産の送付手数料は当社が負担します。）

4～5 (省略)

6. 注文の変更・取消

お客様より当社へご注文の指示をされた後は、当該注文は即時約定されるため、注文指示後の変更及び取消を行うことはできません。

※ 当社より提示した最終提示価格がお客様のご希望に合わない場合には、注文指示前であれば、本取引をキャンセルすることは可能です。

お客様から事前預託いただきました金銭又は暗号資産はご返却となりますが、金銭の出金に係る振込手数料、及びお客様に対する暗号資産の送付手数料はお客様負担となります。

7. 金銭の入金／暗号資産の入庫（事前預託）

(1) ～(2)（省略）

(3) 留意点

当社は、原則として、前記「IV. 4. 金銭又は暗号資産の預託」及び上記 (1) 及び (2) に記載する、本取引に先立つ金銭及び暗号資産の事前預託を受ける場合を除き、お客様から金銭及び暗号資産をお預かりはいたしません。

また、当該事前預託を受けた金銭及び暗号資産につきましても、「V. 8. 金銭の出金／暗号資産の出庫」に記載のとおり、本取引完了後、出金又は出庫いたします。

※ お客様が当社との契約に違反して当社に対し金銭又は暗号資産を預託した場合には、当社は当該金銭又は暗号資産を出金又は出庫の上でお客様に返還することとし、かかる場合の金銭又は暗号資産の出金又は出庫に係る振込手数料、送付手数料その他の手数料や費用はお客様負担とします。この場合において、お客様から当社に預託された金銭の額又は暗号資産の数量が、出金又は出庫に係る手数料又は費用に満たない金額又は数量であるときは、当社からお客様に通知の上、当該金銭又は暗号資産を当社にて処分させていただくことがあります。

8. 金銭の出金／暗号資産の出庫

(1) 金銭の出金

当社は、お客様に対し、次の①から④に係る金銭（日本円）を、当社に登録されたお客様本人名義（異名義は不可）の金融機関口座（以下、「登録金融機

その場合、お客様から事前預託いただきました金銭又は暗号資産は、当社の手数料負担によりすべて返還いたします。

7. 金銭の入金／暗号資産の入庫（事前預託）

(1) ～(2)（省略）

(3) 留意点

当社は、原則として、前記「IV. 4. 金銭又は暗号資産の預託」及び上記 (1) 及び (2) に記載で定める本取引に先立つ金銭及び暗号資産の事前預託を受ける場合を除き、お客様から金銭及び暗号資産をお預かりはいたしません。

また、当該事前預託を受けた金銭及び暗号資産につきましても、「V. 8. 金銭の出金／暗号資産の出庫」に記載のとおり、本取引完了後、出金又は出庫いたします。

※（追記）

8. 金銭の出金／暗号資産の出庫

(1) 金銭の出金

当社は、お客様に対し、次の①から③に係る金銭（日本円）を、当社に登録されたお客様本人名義の金融機関口座（以下、「登録金融機

関口座」といいます。)へ振り込む方法により払い出すものとします(以下、当該払出を「出金」といいます。)。なお、①から③に係る振込手数料は当社の負担、④に係る振込手数料はお客様負担とします。

- ① 暗号資産の買付に係る注文が約定した場合において、お客様が預託した金額から当該買付代金額を控除した残額があるときは、当該残額
- ② 暗号資産の売付に係る注文が約定した場合において、売付代金額
- ③ 本取引の一時中断及び当社都合により当日に注文が約定できなかった場合、お客様が預託した金額
- ④ お客様が注文指示を行わない旨の意思表示をした場合に、お客様が預託した金額

上記金銭は、合理的な理由に基づき当社が別途通知した場合を除き、原則として、上記①から③については約定日から翌銀行営業日以内、上記④については注文指示を行わない旨の意思表示が当社に到達した日から翌銀行営業日以内に、それぞれ登録金融機関口座へ出金されるものとします。

通貨	出金手数料
日本円	550 円(税込)

(2) 暗号資産の出庫

当社は、お客様に対し、次の①から③に係る取扱暗号資産の数量を、当社所定の方法によりお客様が送付先として指定するウォレットアドレス (但し、個人が管理するウォレットアドレスの場合は、お客様本人が管理するウォレットアドレスに限られます。) に送付する方法により引き渡すものとします

関口座」といいます。)へ振り込む方法により払い出すものとします(以下、当該払出を「出金」といいます。)。なお、振込手数料は当社の負担とします。

- ① 暗号資産の買付に係る注文が約定した場合において、お客様が預託した金額から当該買付代金額を控除した残額があるときは、当該残額
- ② 暗号資産の売付に係る注文が約定した場合において、売付代金額
- ③ (追記)
- ③ お客様が注文指示を行わない旨の意思表示をした場合に、お客様が預託した金額

上記金銭は、合理的な理由に基づき当社が別途通知した場合を除き、原則として、上記①②については約定日から翌銀行営業日以内、上記③については注文指示を行わない旨の意思表示が当社に到達した日から翌銀行営業日以内に、それぞれ登録金融機関口座へ出金されるものとします。

(追記)

(2) 暗号資産の出庫

当社は、お客様に対し、次の①から③に係る取扱暗号資産の数量を、当社所定の方法によりお客様が送付先として指定するウォレットアドレス に送付する方法により引き渡すものとします(以下、当該引渡しを「出庫」といいます。)。なお、当該出庫に係る手数料は

(以下、当該引渡しを「出庫」といいます。)。なお、①から③に係る当該出庫に係る手数料は当社の負担、④に係る当該出庫に係る手数料はお客様負担とします。

- ① 暗号資産の買付に係る注文が約定した場合において、買付代金額に相当する取扱暗号資産の数量
- ② 暗号資産の売付に係る注文が約定した場合において、預託した取扱暗号資産の数量から暗号資産の売付に相当する取扱暗号資産の数量を控除した残数量があるときは、当該残数量
- ③ 本取引の一時中断及び当社都合により当日に注文が約定できなかった場合、預託した取扱暗号資産の数量
- ④ お客様が注文指示を行わない旨の意思表示をした場合、預託した取扱暗号資産の数量

暗号資産	出庫手数料
ビットコイン	0.0005 BTC
イーサリアム	0.005 ETH

ア お客様による情報提供について

(ア)～(エ) (省略)

(オ) 外国為替及び外国貿易法に基づく経済制裁措置等の規制の遵守のために当社が必要と判断した情報

※ 現在、取扱暗号資産の出庫先のウォレットアドレスが当社所定の「業者名称」リストに表示されない暗号資産交換業者が管理するウォレットアドレスである場合、当社は当該ウォレットアドレスへの出庫をお受けすることができません。

当社の負担とします。

- ① 暗号資産の買付に係る注文が約定した場合において、買付代金額に相当する取扱暗号資産の数量
- ② 暗号資産の売付に係る注文が約定した場合において、預託した取扱暗号資産の数量から暗号資産の売付に相当する取扱暗号資産の数量を控除した残数量があるときは、当該残数量
- ③ (追記)
- ③ お客様が注文指示を行わない旨の意思表示をした場合、預託した取扱暗号資産の数量

(追記)

ア お客様による情報提供について

(ア)～(エ) (省略)

(追記)

イ～ウ (省略)

9～12. (省略)

13. お客様資産の安全管理について
(省略)

また、ビットコイン、イーサリアムの移転については、セキュリティチップを備えた ledger を使用し、8桁の暗証番号による入力をもって共通の ledger で署名する方法を採用します。この ledger にて署名する8桁の暗証番号は、前後半に分け、第一線及び第二線の部署の定められた職員のみにより管理します。秘密鍵を記録した電磁記録媒体は常時録画されるセキュリティールーム内の社内金庫に、秘密鍵復元用パスワードは物理的に当事務所から隔離される社外金庫において、それぞれ保管されます。

暗号資産の安全管理措置の状況

暗号資産	コールドウォレットによる管理	<u>安全管理措置</u>
ビットコイン	○	<u>第一線及び第二線の部署の定められた役職員による処理</u>
イーサリアム	○	<u>第一線及び第二線の部署の定められた役職員による処理</u>

(以下省略)

イ～ウ (省略)

9～12. (省略)

13. お客様資産の安全管理について
(省略)

また、秘密鍵の安全な保管方法として、ビットコインについてはマルチシグを採用しております。他方、イーサリアムにつきましては、出庫の際に秘密鍵及び秘密鍵復元用パスワードの両方による署名が必要となる仕組みを導入し、また、秘密鍵及び秘密鍵復元用パスワードを別に保管する安全対策を実施しています。

暗号資産の安全管理措置の状況

暗号資産	コールドウォレットによる管理	<u>マルチシグの導入</u>
ビットコイン	○	○
イーサリアム	○	<u>×</u> (※別途安全対策を実施)

(以下省略)